

野外活動センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第40号

野外活動センター条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 野外活動センター条例施行規則（昭和49年岩手県規則第47号）の一部を次のように改正する。

		改正前			改正後		
1	別表（第2条関係）	区分	単位	利用料金 の上限額	区分	単位	利用料金 の上限額
		陸上競技用具 軟式野球用具 ソフトボール 用具 ラグビーフッ トボール用具 サッカー用具 ハンドボール 用具 スーパーホッ ケー用具 グラウンド・ ゴルフ用具 テニス用具 軟式庭球用具 バスケットボ ール用具 バレーボール 用具 バドミントン 用具 卓球用具	[略]		陸上競技用具 軟式野球用具 ソフトボール用具 ラグビーフットボール 用具 サッカー用具 ハンドボール用具 スーパーホッケー用具 グラウンド・ゴルフ用 具 テニス用具 軟式庭球用具 バスケットボール用具 バレーボール用具 バドミントン用具 卓球用具	[略]	
	研修 用舟 艇	カヌー	1日までご とに1艇ご とに	使用時間 が4時間 以内の場 合 使用時間 が4時間 を超える 場合			280 430

ヨット	1日までご とに1艇ご とに	使用時間	360
		が4時間	
		以内の場合	
		合	
		使用時間	540
		が4時間	
		を超える	
		場合	

備考 研修用舟艇を児童、生徒又は学生が使用する場合
の利用料金の上限額は、これらの者以外の者が使用
する場合の利用料金の額の半額（その額に10円未満
の端数があるときは、これを10円とする。）とする
。

2 (附属の設備の利用料金の上限額)
第2条 条例別表第2に掲げる附属の設備の利用料金の上限額は、別表に掲げるとおりとする。
(条例第3条の規則で定める者)
第3条 条例第3条第1号の規則で定める者は、次のとおりとする。
(1) [略]
(2) 条例第3条第1号の身体障害者手帳の交付を受けている者(15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15歳未満の者)若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は前号の療育手帳の交付を受けている者(知的障害者又は知的障害児につき、その保護者が療育手帳の交付を受けているときは、当該知的障害者又は知的障害児)と同等以上の障害があると条例第1条の2に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が認める者及びこれらの介護を行う者
(3) [略]
(還付)
第4条 条例第4条に規定する特別の理由は、次に掲げるとおりとする。
(1) 野外活動センターの管理上必要があると認め、又は公益上やむを得ない必要が生じたことにより、指定管理者が使用の許可を取り消したとき。
(2) [略]
(3) その他指定管理者が特別の理由があると認めるとき。

(附属の設備の使用料の額)
第2条 条例別表第2に掲げる附属の設備の使用料の額は、別表に掲げるとおりとする。
(条例第3条の規則で定める者)
第3条 条例第3条第1号の規則で定める者は、次のとおりとする。
(1) [略]
(2) 条例第3条第1号の身体障害者手帳の交付を受けている者(15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15歳未満の者)若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は前号の療育手帳の交付を受けている者(知的障害者又は知的障害児につき、その保護者が療育手帳の交付を受けているときは、当該知的障害者又は知的障害児)と同等以上の障害があると知事が認める者及びこれらの介護を行う者
(3) [略]
(還付)
第4条 条例第4条に規定する特別の理由は、次に掲げるとおりとする。
(1) 野外活動センターの管理上必要があると認め、又は公益上やむを得ない必要が生じたことにより、教育委員会が使用の許可を取り消したとき。
(2) [略]
(3) その他知事が特別の理由があると認めるとき。

3	別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
	区 分	単 位	使用料	区 分	単 位	使用料
	[略]			[略]		
	バスケットボール用具	[略]	<u>150</u>	バスケットボール用具	[略]	<u>130</u>
	[略]			[略]		
卓球用具	[略]	<u>70</u>	卓球用具	[略]	<u>60</u>	
			フットサル用具	<u>1式1時間までごとに</u>	<u>40</u>	

備考 改正部分は、下線の部分である。

第2条 野外活動センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
区 分	単 位	<u>利用料金 の上限額</u>	区 分	単 位	<u>使用料</u>
陸上競技用具	[略]	<u>160円</u>	陸上競技用具	[略]	<u>140円</u>
軟式野球用具	[略]	<u>260</u>	軟式野球用具	[略]	<u>240</u>
ソフトボール用具	[略]	<u>260</u>	ソフトボール用具	[略]	<u>240</u>
[略]			[略]		
ハンドボール用具	[略]		ハンドボール用具	[略]	
スーパーホッケー用具	<u>1式1時間までごとに</u>	<u>30</u>			
グラウンド・ゴルフ用具	[略]		グラウンド・ゴルフ用具	[略]	
[略]			[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条中表2の項の改正部分及び第2条の規定は同年5月1日から、第1条中表3の項の改正部分は同年7月1日から施行する。